

①食品ロス削減・食品リサイクルの推進

<府省庁説明 1 >

「食品リサイクル推進に向けて」

環境省 環境再生・資源循環局

資源循環課 中川雅己



環境省

食品リサイクル推進に向けて

令和8年2月13日
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課



食品ロスをめぐる現状



我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**464万トン**（令和5年度推計）＝国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量370万トンの約1.3倍
- 毎日大型（10トン）トラック約**1,290台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**37kg** →毎日おにぎり1個分（101g）の食べ物を捨てている計算

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・食料自給率（カロリーベース）は**38%**
（農林水産省「食料需給表（令和5年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物（ごみ）の処理に要する経費は約**2.3兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について（令和5年度）」）

食料の家計負担は大きい

- ・食料が消費支出の**1/4以上**を占めている
（総務省「家計調査（2023年）」）

深刻な子どもの貧困

- ・子どもの貧困は、**9人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「2022年国民生活基礎調査」）

<世界>

世界の食料廃棄物の状況

- ・食料廃棄量は年間約**13億トン**
- ・人の消費のために生産された食料のおよそ1/3を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



世界の人口は急増

- ・2024年は約81億人、2054年では約**98億人**と予測
（国連「World Population Prospects 2024」）

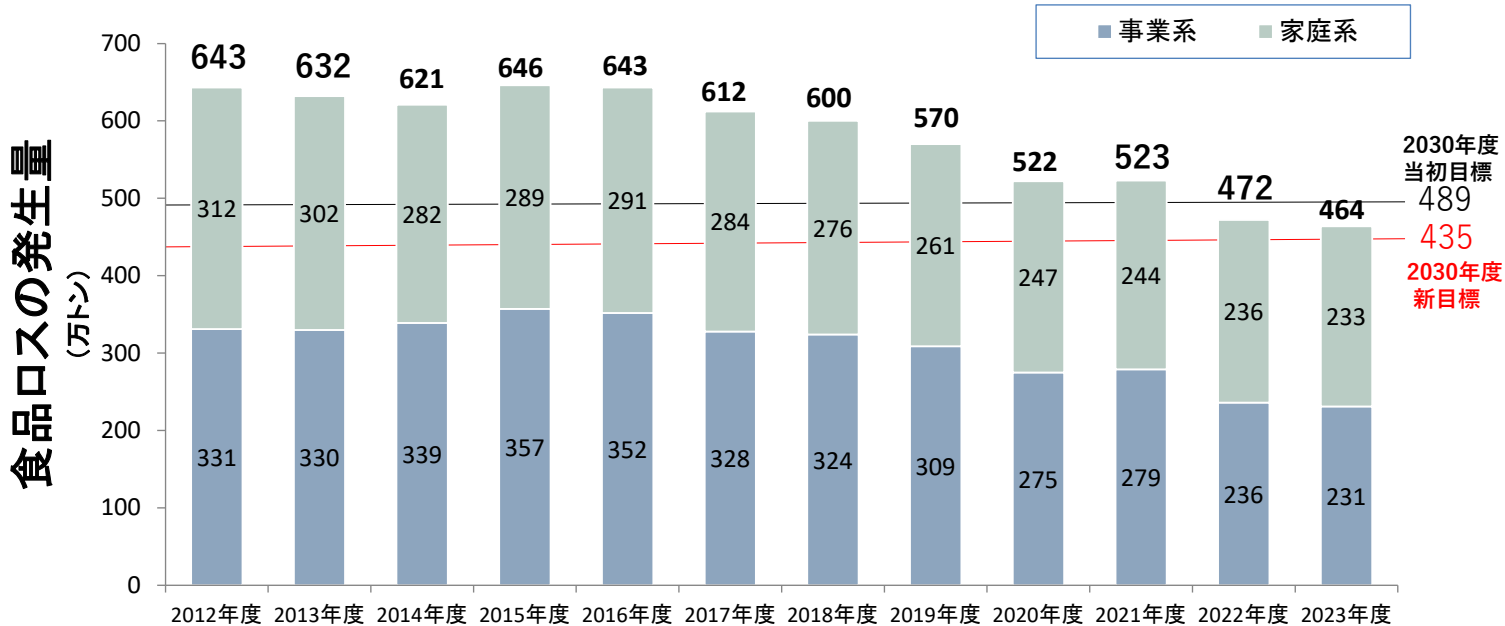
深刻な飢えや栄養不良

- ・飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約**7.3億人***
- ・5歳未満の発育障害は約**1.5億人****
（※国連食糧農業機関（FAO）「THE STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2024）」）
（**UNICEF、WHO、世界銀行「Levels and trends in child malnutrition（2023）」）

SDGsの重要な柱

- ・国連の持続可能な開発のための2030アジェンダで言及
- ・G7農業大臣会合及び環境大臣会合（2016年）で、各国が協調し、積極的に取り組んでいくことで合意

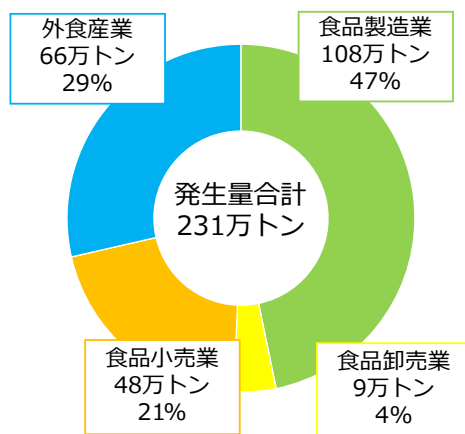
- ✓ 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
- ✓ 令和5年度は約464万トンと、前年度から約8万トン（約1.7%）減少
- ✓ 内訳は、事業系が約5万トン（約2.1%）、家庭系が約3万トン（約1.3%）減少
- ✓ 発生量全体では、昨年度2030年度半減目標を達成。
- ✓ 今後事業系は2000年度比で60%削減、家庭系は半減（2030年度を待たずに早期達成）を目指す。 ※2023年度時点での削減率：事業系57.8%、家庭系46.1%



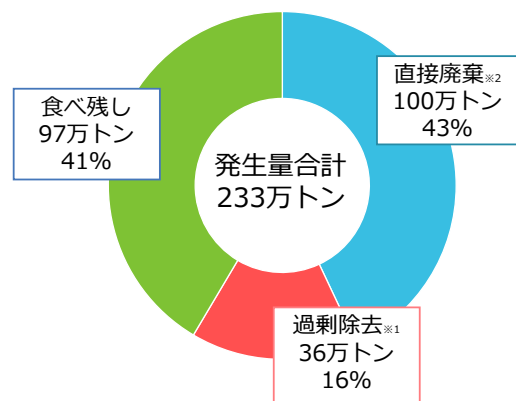
食品ロスの内訳（発生要因の内訳）

- 我が国の食品ロスは**464万トン** ※農林水産省・環境省「令和5年度推計」
- 食品ロスのうち**事業系は231万トン**、**家庭系は233万トン**であり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



家庭系食品ロスの内訳



- 製造・卸・小売事業者
 - 製造・流通・調理の過程で発生する**規格外品、返品、売れ残り**などが食品ロスになる
- 外食事業者
 - 作り過ぎ、**食べ残し**などが食品ロスになる

- ※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
- ※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

食ロス法基本方針（第2次 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針）（令和7年3月25日閣議決定）

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、**家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させること**と設定。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、**家庭系についてはあと20万トンの削減が必要**。事業系については**2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定**。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、**更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加**。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

① **家庭系食品ロスは、50%減【早期達成】** ←あと20万トン削減
事業系食品ロスは、60%減【新規】

② 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費の割合を80%【継続】
 ※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※3.表彰、5.情報の収集及び提供（継続）

1. 教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- 食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を「**食の環（わ）プロジェクト**」として一元的に発信。
- 「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「**デコ活**」の推進及びmottECOの普及啓発。
- 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、**地域での取組の底上げ・横展開**。
- 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる**食品ロス削減推進サポーター**の育成。
- 未就学児を対象とした食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士や栄養教諭を配置**。
- 国際的な組織との連携を通じた先駆的事例の共有により、**国際展開を推進**。



2. 食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し、大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- mottECO導入事例の知見・ノウハウの周知**。
- 「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」の改正内容の周知及び取組の促進。
- 企業における発生抑制等の具体的な取組内容（賞味期限の年月表示化（大括り化））が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ICT、DX、AI等の新技術の活用による食品ロス削減、食品寄附促進の取組の推進。



4. 実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- 事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握と有効活用の検討**。
 - 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策等の整理、地域の関係主体向け手引きの策定**。
- 【拡充】
- 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計の実施。

6. 未利用食品等を提供するための活動（食品寄附）の支援等

- 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。（ガイドライン作成による食品寄附促進）
- 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生じる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講じることを目指す。
- 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知や企業版ふるさと納税を活用した食品寄附の優良事例を発信**。
- フードバンク団体等を介した食品寄附を促進するための支援の強化**。



環境省の具体的な取組事例



- 食品ロス削減と食品リサイクル促進に関する知見をマニュアル、手引き等に整理し、自治体向け研修会や食品ロスポータルサイト等を通して発信し、取組の横展開を図っている。

mottECO

mottECO（モッテコ：飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行為）を実践し、得られた知見を元に、その定着と効果的な普及啓発を推進



消費者向け手引き

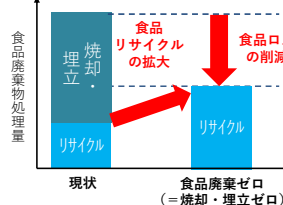
「フードドライブ実施の手引き」などを策定し、実施時のポイント等を周知



食品廃棄ゼロエリア

- 食品ロス削減と食品リサイクルの拡大により食品廃棄ゼロ（焼却・埋立ゼロ）を目指す先行エリアを創出する
- 令和6年度までに累計12件を食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業により支援

※ 食品廃棄ゼロエリア創出以外にもモデル事業を実施



自治体等への横展開

- モデル事業等の地域における取組事例を収集・整理し、**マニュアル・手引き等**を取りまとめて自治体等に周知
- 令和7年4月には新たに「**～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き**」を公表した
- 食品ロスポータルサイト**に手引き・マニュアルやモデル事業報告書等を掲載

自治体等向け 食品ロス削減のための取組マニュアル

（令和6年度版）

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

本マニュアルは、食品ロス削減の推進を図るための取組の参考として、自治体等向けに作成された。自治体等の取組に活用されることが期待される。

○主務大臣による基本方針の改定 (令和7年3月)

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 再生利用の手法の優先順位
 - ①飼料化
 - ②肥料化（メタン化の際の発酵廃液を肥料利用する場合を含む。）
 - ③きのこ菌床
 - ④その他（メタン化等）
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による食品関連事業者の判断基準の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・発生抑制の目標設定 等
- ※食品廃棄物等の発生を可能な限り抑制すること。
- ※食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たって、講ずべき措置
- ・食品の製造・加工過程・・・原材料の使用の合理化
 - ・食品の流過程・・・食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善
 - ・食品の販売過程・・・売れ残りを減少させる工夫
 - ・食品の調理・食事の提供過程・・・調理方法の改善、食べ残しを減少させるための工夫 等

○再生利用等の促進②

- 主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務
(食品関連事業者であって発生量が年間100トン以上の者)
- 食品循環資源の再生利用等の円滑化
 - ・「登録再生利用事業者制度」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（食品リサイクル・ループ）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
- ・前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する勧告・公表・命令・罰金（取組が著しく不十分な場合）

食品関連事業者：

- ・食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- ・飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）

食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位

- 食品リサイクル法では、①**発生抑制する** ②**再生利用する** ③**熱回収する** ④**減量する** が食品循環資源の再生利用等に取り組むときの優先順位となる。
- 現行の再生利用等の手法に関する優先順位は、**食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）の有効利用**の観点から定められており、**最も有効に活用できる飼料化及び肥料化を優先的に選択することが重要。**

優先
順位

1 発生抑制する

生産や流過程の工夫、消費のあり方の見直しなどによって、まずは発生抑制に取り組む。

食品ロス
の削減

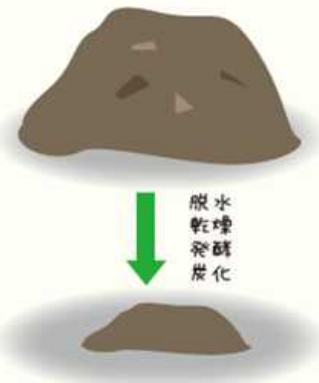
2 再生利用する

飼料、肥料、きのこ菌床、炭化製品(燃料又は還元剤としての利用)、油脂・油脂製品、エタノール・メタンの原材料として再生利用する。



3 熱回収する

焼却して熱回収をする。ただし、条件は①再生利用施設が離れていること、②メタンやバイオディーゼルと同等の以上のエネルギーを回収できること。



4 減量する

脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行い、廃棄物処分を容易にする。

- 食品製造業から排出される廃棄物は、均質で量が安定していることから、分別も容易で、栄養価を最も有効に活用できる飼料へのリサイクルが適している。
- 外食産業から排出される廃棄物のうち、食べ残し等は家畜に対して有害なものが混入する可能性があるため、飼料へのリサイクルに不向きなものが多く、比較的分別が粗くても対応可能なメタン化が有効。

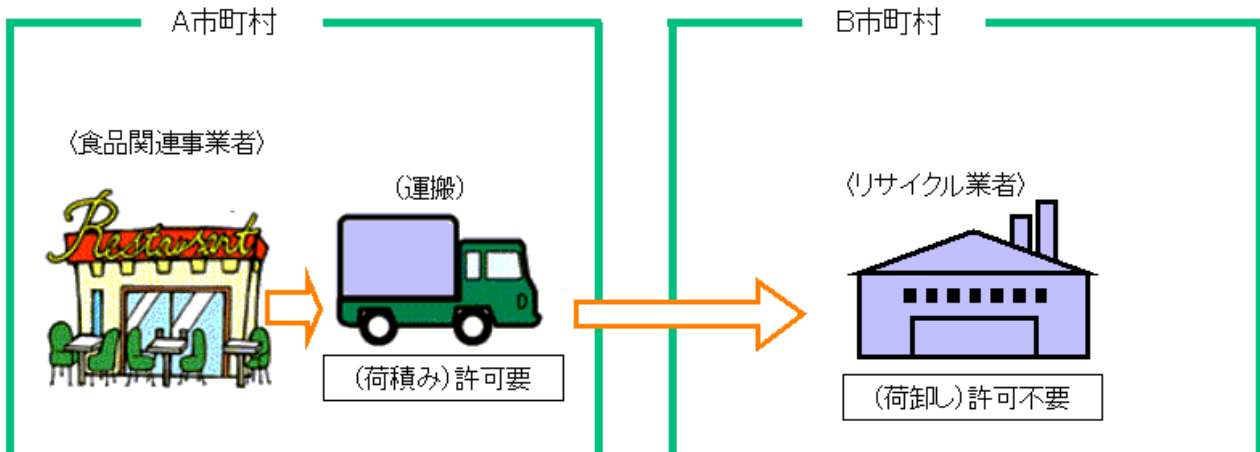
業種	食品廃棄物の種類	分別のレベル	リサイクル手法		メリット	デメリット
食品製造	●大豆粕・米ぬか ●パン・菓子屑 ●おから等 ●製造残さ（工場） ●返品・過剰生産分	↑ 容易	飼料化 肥料化（堆肥化） メタン化	飼料化	・畜産農家におけるエコフィードの利用拡大により、需要は堅調	・異物除去や食品残さの品質管理・成分分析等が必要
	肥料化			・初期投資が少なく技術的なハードルが低いことから新規参入が容易	・最終製品価格が安く、 <u>需要も必ずしも多くない</u> ため利益を上げにくい	
食品卸・小売	●調理残さ（店舗） ●売れ残り（加工食品） ● // （弁当等）	↓ 困難	飼料化 肥料化（堆肥化） メタン化	メタン化	・他のリサイクル手法に比べて、比較的分別が粗くても対応が可能	・設備導入が高コスト ・ <u>副産物利用の方法に検討が必要で、処理する場合にはコストが必要</u>
外食	●調理屑（店舗） ●食べ残し（店舗）			飼料化	・他のリサイクル手法に比べて、比較的分別が粗くても対応が可能	・設備導入が高コスト ・ <u>副産物利用の方法に検討が必要で、処理する場合にはコストが必要</u>
家庭	●調理屑 ●食べ残し	↓ 困難	飼料化 肥料化（堆肥化） メタン化			

※ 食品廃棄物の種類によっては、リサイクルに不向きなものもある

※エコフィードとは、食品廃棄物等及び農場残さを利用して製造された家畜用飼料の総称

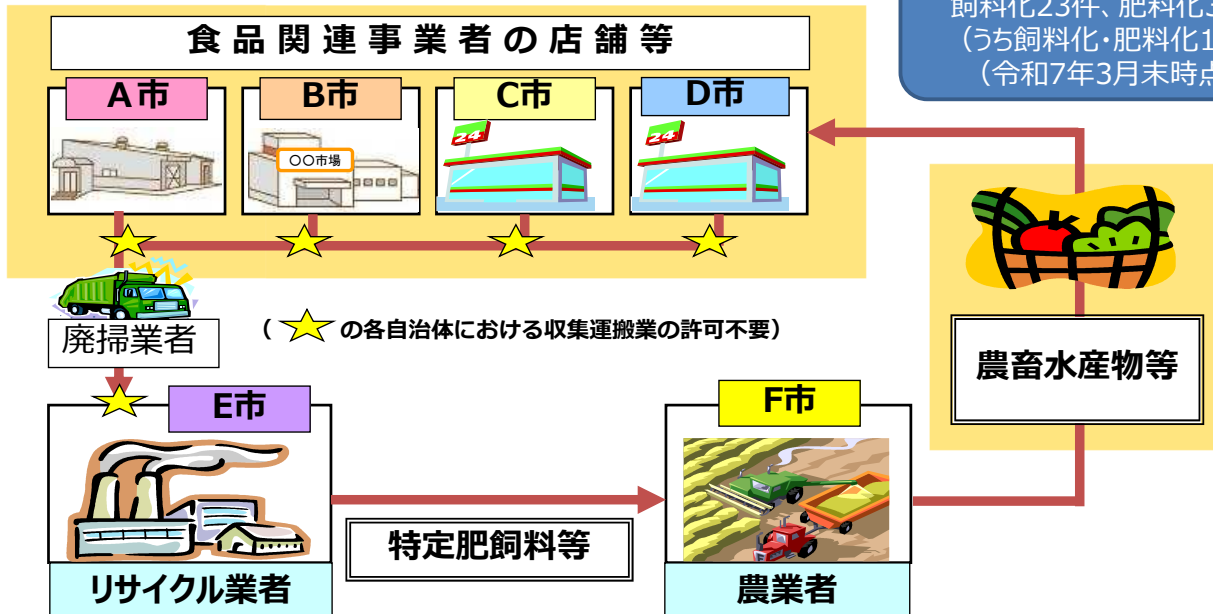
登録再生利用事業者制度

- 食品循環資源の再生利用の委託先となるリサイクル業者の育成を図る制度
- 廃棄物処理法の特例
 - ・荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
 - ・一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃
- 肥料取締法・飼料安全法の特例
 - ・都道府県知事又は農林水産大臣への届出不要



登録事業場数：148事業場（令和7年3月末時点）

- 食品関連事業者から発生する廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を食品関連事業者が取り扱う、食品リサイクルループの形成を推進。
- 食品関連事業者とリサイクル業者、農業者等の3者が連携して策定した食品リサイクルループの事業計画について、主務大臣の認定を受けることにより、廃掃業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可（一般廃棄物に限る。）が不要となる特例の活用が可能。



10

平成29年3月21日付け廃対課長・産廃課長通知（3. 21通知）



11

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」

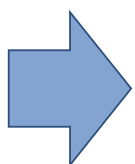
1. 排出事業者責任とその重要性

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、許可を受けた業者等の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならない。排出事業者責任に関する各規定の遵守を改めて認識する必要。

2. 規制権限の及ばない第三者

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、排出事業者として自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではないこと。これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれ。

※以上2点について、都道府県、市町村だけでなく、排出事業者、廃棄物処理業者にも周知



現在もなお重要な課題であり、引き続き環境省ウェブサイトにて
排出事業者責任の徹底について周知を図っている

排出事業者責任の徹底について

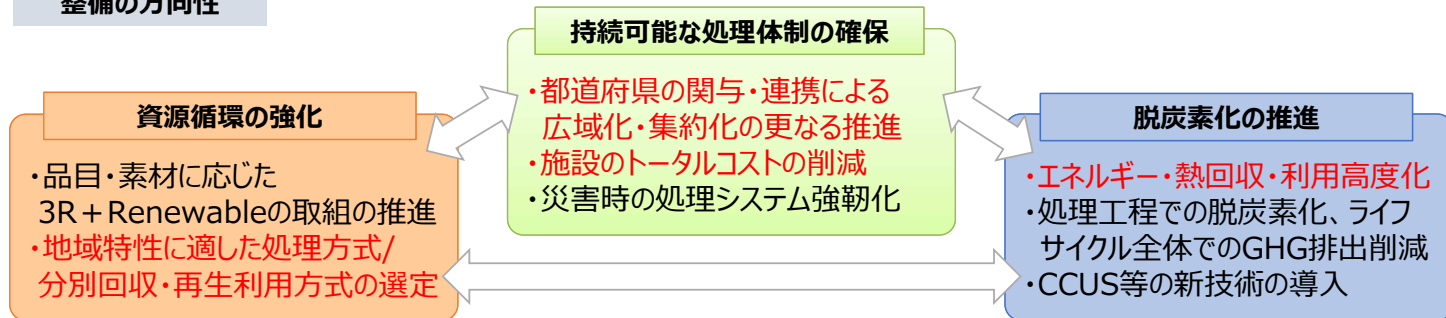
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>



今後の一般廃棄物処理施設整備について

- 一般廃棄物処理施設整備は、人口減少・少子高齢化下においても適正処理を通じた生活環境保全のために必要不可欠であり、中長期的な視点に立ち、災害時も含めた持続可能な処理体制の確保が不可欠。
- 3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を含む資源循環の強化が重要。
- 2050年カーボンニュートラル（CN）に向け、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの削減、エネルギー・熱回収の高度化、将来的なCCUS等の新技術の導入等の取組が必要。
- こうした課題等に対応するため、令和5年6月に新たな「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定。同計画に基づいて以下の視点から、より効果的・効率的な施設整備を推進していく。

整備の方向性



※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

具体的な対応策

以下の対応策について、財政的・技術的支援の段階的な見直し・拡充を実施

- ・都道府県の長期的な広域化・集約化計画の策定、先進的な広域化・集約化の促進
- ・施設規模の適正化、更新需要の平準化
- ・資源循環強化等の観点からの効果的な分別回収・再生利用の促進
- ・エネルギー回収効率等のより高い施設整備の推進、官民連携による施設整備の推進
- ・CO2分離回収等の技術開発の推進

12

一般廃棄物処理施設整備の方向性(②資源循環の強化)

- 一般廃棄物処理についても**3R+Renewableをはじめとする資源循環強化が必要不可欠**であり、適正処理を前提に、選別や再資源化技術の高度化・高効率化や分散型の資源回収拠点の整備等の観点が重要。
- その際、**収集・回収から循環・再生利用、処分まで処理システムを一体的に捉えることが重要**であり、資源循環施策の動向等も踏まえ、**自治体による資源循環の一層の推進を後押しする方策**を講じることが必要。
- また、一地方自治体では十分な資源循環が困難な場合に対応し、施設の広域化・集約化のほか、**地方自治体が主導する官民の連携処理により廃棄物等の発生状況や再生資源の利用先などの地域特性を踏まえた資源循環の推進が必要**。

<最新の施策動向・課題を踏まえた資源循環の強化>

<(参考)目指すべき脱炭素型資源循環システムのイメージ>

(施策動向)

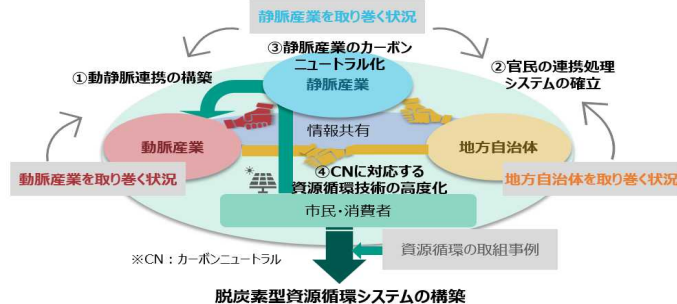
- 2021年8月 廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)
- 2022年4月 プラスチック資源循環促進法施行
- 2023年6月 廃棄物処理法基本方針・廃棄物処理施設整備計画
- 2024年8月 第五次循環型社会形成推進基本計画

(主な課題)

- 製品プラスチックの分別回収の促進
- 生ごみ・廃食用油・剪定枝等の廃棄物系バイオマスの分別収集・再資源化の推進
- リチウム蓄電池に起因する火災発生抑制 等

(今後の取組方針)

- 施策動向・課題にも対応した資源循環の更なる推進を促す方策(分別区分等の提示・普及含む)
- 3R+Renewableの推進(焼却せざるを得ない廃棄物からのエネルギー回収を含む)
- 資源循環が困難な場合での官民の連携処理



脱炭素化資源循環システムに係る類型	類型に応じて想定される取組内容
① 動静連携の構築	企業や業種の垣根を越えて、動脈企業と静脈企業が目標を共有しつつ、素材や物品の性質に応じた循環の輪を形成する動静連携を構築する取組
② 官民の連携処理システムの確立	地方自治体が、自らの地域の将来や特徴、市民・消費者の行動等を踏まえつつ、民間活力も活用しながら、資源循環をリードする官民の連携処理システムを確立する取組
③ 静脈産業のカーボンニュートラル化	廃棄物処理業等において省エネ型の廃棄物処理設備の導入や改修を通じて、静脈産業のカーボンニュートラル化を図る取組
④ カーボンニュートラルに対応する資源循環技術の高度化	高度な分離・再資源化技術を用いて、今後増加する再エネ設備や重要資源の循環利用を行う取組

13

【一般廃棄物処理システム指針】

- 一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示し、それにより市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるようにすることを目的とし平成19年6月に策定され、平成25年4月に改訂。令和7年3月に脱炭素化や資源循環の促進といった廃棄物処理システムを取り巻く社会情勢の動向等を考慮し一部改訂。
- 一般廃棄物処理システム指針では、「標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方」、「資源循環の方向性と適正な循環的利用・適正処分の考え方」、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」、「循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方」などを示している。

【令和7年3月改訂の背景と概要】

- プラスチック資源循環促進法の施行に伴う製品プラスチックの分別収集・再商品化の促進、生ごみ・廃食用油・剪定枝等の廃棄物系バイオマスの分別収集・再資源化の推進、リチウム蓄電池等に起因する火災発生抑制といった、一般廃棄物の適正処理・資源循環を取り巻く社会情勢の動向に対応する必要性が高くなったことを踏まえて改訂。
- 改訂の主な内容としては、標準的な分別収集区分として、製品プラスチック、バイオマス（生ごみ・廃食用油・剪定枝）、リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品を定めたこと。また、分散型資源回収拠点をはじめとする回収方法についても明示化した点が挙げられる。



改訂内容に対応する制度的措置として令和7年度から以下を実施。

- 市区町村が実施する可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置の設立。
- 循環型社会形成推進交付金等における分散型資源回収拠点の整備事業への支援

資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築に係る特別交付税措置について

【直近の経緯】

- 一般廃棄物処理施設整備の支援において、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化等の推進による焼却量削減の取組を進め、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築を促進することが強く求められている。
- 令和6年8月に閣議決定した第五次循環型社会形成推進基本計画においても、地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況を把握する指標の一つとして1人1日当たりごみ焼却量の数値目標（2030年度に約580g）が新たに設定された。
- 一般廃棄物の再資源化に重要な役割を果たす廃棄物の分別区分の在り方については、現在、拠点回収や品目ごとの分別回収の実施状況、再生利用の実態把握を通して、一般廃棄物処理システム指針を令和7年3月に一部改訂。

※指針には、全ての市区町村が可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集及び適正な循環的利用に努めることが盛り込まれた。

- 指針の改訂を踏まえ、資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築に際し、市区町村が実施する可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油※）の分別収集及び分別収集物の再資源化に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとなった。算定の詳細については、追って提示予定。

※廃食用油に関しては、分別収集に要する費用のみ措置予定。

特別交付税措置のイメージ

$$\text{算定額} = \left\{ \text{X (円/トン)} \times \text{A (トン)} + \text{Y (円/トン)} \times \text{B (トン)} \right\} \times 0.5 \text{ (措置率※)}$$

分別収集費用
再資源化費用
※財力補正あり

具体的には、環境省が可燃物（生ごみ、剪定枝、廃食用油）の分別収集又は再資源化を実施している市区町村に対し今後実施する調査を踏まえ、一律の単価（円/t）を設定（X及びY）。これに各市区町村が収集・再資源化した量（A及びB）を乗じて額を算出する。

○ 消費者、自治体、事業者等の様々な主体が食品ロスの削減に向けた取組を進めるには、何よりもまず、身の回りの食品ロスについて正確な情報を得ることが重要。

○ 環境省では、それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備すべく、**食品ロスに関する情報を集約したポータルサイト**を作成した。

「食品ロスポータルサイト」
はこちら！



食品ロスポータルサイト
食べ物を捨てない社会へ

TOP 消費者向け情報 自治体向け情報 事業者向け情報



16

国・地方脱炭素実現会議「地域脱炭素ロードマップ」

■ 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に**地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野**を中心に、国民・生活者目線での実現に向けた**ロードマップ**、及び、それを実現するための**国と地方による具体的な方策**について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。

■ 令和3年6月9日に「**地域脱炭素ロードマップ**」を決定。

3-2. 重点対策⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行

プラスチック資源の分別収集、食品ロス削減、食品リサイクル、家庭ごみ有料化の検討・実施、有機廃棄物等の地域資源としての活用、廃棄物処理の広域化・集約的な処理等を、地域で実践する。

創意工夫例	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、食べ残しゼロ推進店舗認定制度や販売期限の延長の取組） ●食品ロス削減推進計画（消費者・事業者・行政等の連携協力による食品ロス削減） ●地域で発生した有機廃棄物を地域資源として活用（家庭の生ごみのバイオガス化）
絵姿目標	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者と連携した環境配慮設計製品（省資源、リユース可能、分別容易、再生材やバイオマスプラスチック等への素材代替等）の利用やワンウェイ・プラスチックのリデュース、市町村、製造・販売事業者、排出事業者によるプラスチック資源の回収・リサイクルが一体的に進んでいることを目指す ●食品ロス量が、2030年度までに2000年度比で半減するとともに、発生する食品廃棄物については食品循環資源としてリサイクルが進み、食品廃棄ゼロとなるエリアが創出されることを目指す ●廃棄物処理や下水処理で得られる電気、熱、CO2、バイオガス等の地域での活用が拡大することを旨とする
主要な政策対応	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般で、3R+Renewableの取組を包括的に促進 ●飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO）やフードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロエリアの創出を推進 ●国民の暮らしに身近な家庭ごみの排出抑制を促す有効な手法の一つであるごみ有料化を、「一般廃棄物処理有料化の手引き」等を活用し推進 ●リユースやリサイクルに係る手間を減らすため、事業者・自治体と連携し、住民にとって利用しやすくなるよう、排出ルートの多様化やその周知を推進 ●廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を生み出すなど、地域循環共生圏を踏まえた資源循環のモデルを提示し、廃棄物を地域の資源として活用する取組を推進 等
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ●日野市 プラスチック製容器包装・製品の一括回収 ●京都市等 新・京都市ごみ半減プラン（食品ロス削減のため、販売期限の延長を推進） ●富山県 消費者・事業者・行政等の連携協力による食品ロス削減の推進計画 等

「**食品廃棄ゼロエリア**」の創出を重点対策の1つとして位置づけ

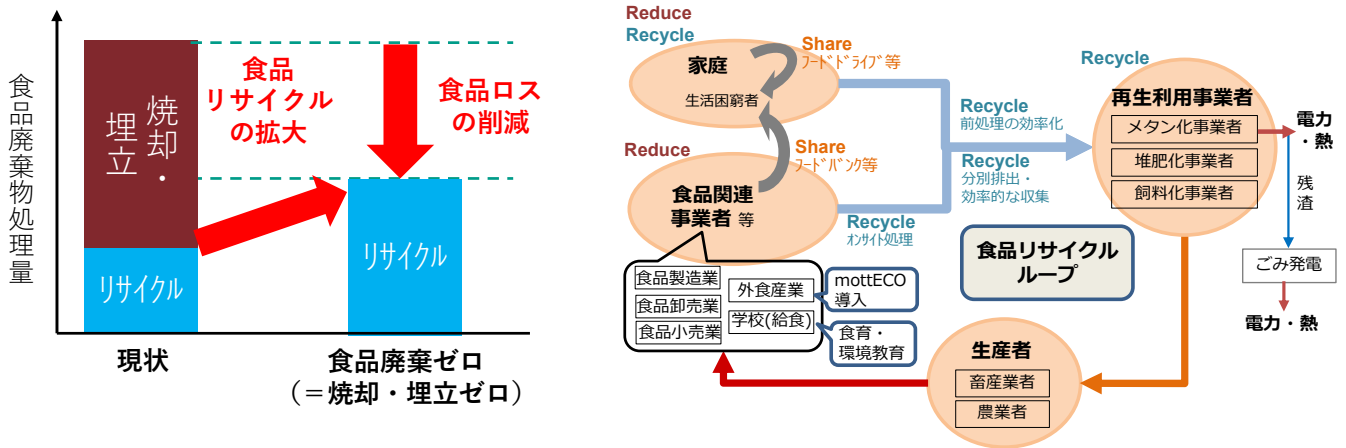


第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

（出典）地域脱炭素ロードマップ【概要】（国地方創生会議）より転載
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap_gaiyou.pdf

飲食店における食べ残しの持ち帰り (mottECO) やフードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、事業者による商慣習の見直しなどの食品ロス削減対策及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指す先行エリアを創出する。

食品廃棄ゼロの達成イメージ



食品廃棄ゼロエリアのイメージ

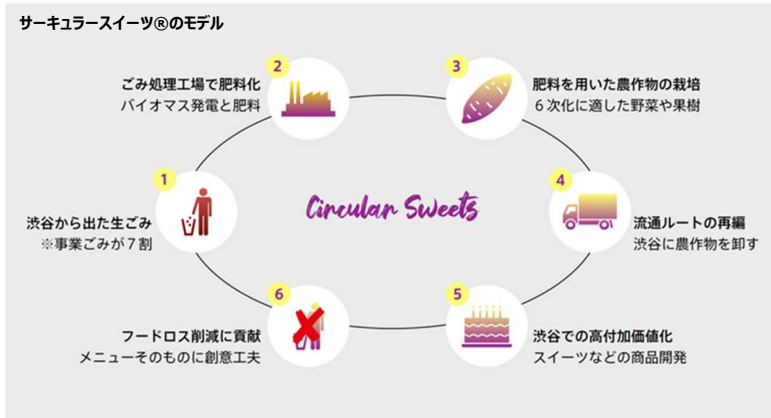
- 「エリア」は、スーパーマーケットの1店舗、複数店舗が入った商業施設等の点単位から、商店街や温泉街、コミュニティ等の小さな面単位、飲食チェーンの複数店舗等の企業単位を想定。
- 小さな単位であっても、「廃棄ゼロ」を達成することで得られる成果や知見の横展開、エリアの拡大を図る。



- ・ 渋谷の事業系生ごみをリサイクル施設が再生した肥料で育てたさつまい芋から、菓子製品を開発・製造
- ・ 菓子工場との連携によりフードロスを減らす製造工程を開発し、歩留率89%を実現（目標90%）
- ・ 食品加工場でのさつまい芋の一次加工で生じる皮類を資材として実証実験を行い、**培養土に活用する堆肥成分を生成**
- ・ サーキュラーエコノミー（循環型経済）の仕組みを生かした商品の販売（累計販売数209個）、及び意識調査（累計対象者140名）を実施

事業の全体像

「サーキュラースイーツ®」は廃棄物の再利用+農作物の6次化+フードロスの削減を同時に実現する食品産業モデルです。



取組の様子



さつまいもバタースプレッド



FLOWER SWEET POTETO



製品の製造工程の検証



イベントでの出展・調査

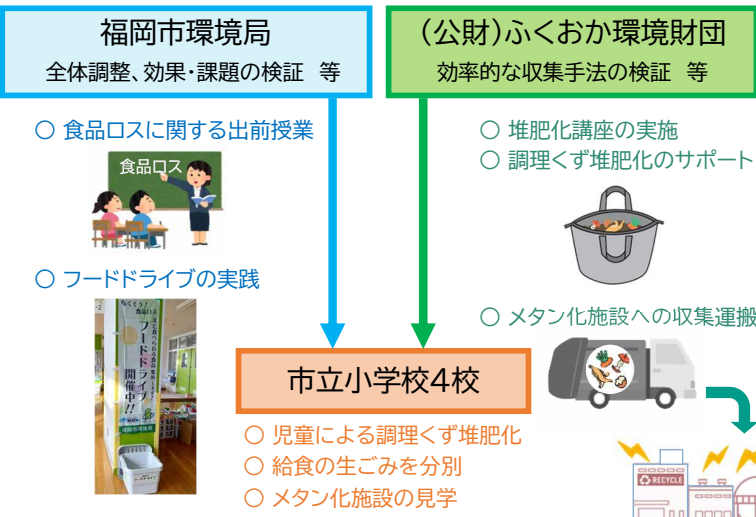
詳細は：環境省「食品ロスポータルサイト」
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss>

食品廃棄ゼロスクールモデル事業（福岡市）

- 小学校給食から発生する食品廃棄物（現状は焼却処理）をゼロにするため、モデル校において食品ロス削減の取組み、**調理くずの堆肥化、食品廃棄物のメタン化による資源化を試行**。
- 食品ロス削減と堆肥化による児童の環境意識向上の効果を確認できたため、実施校拡大に取り組む。
- メタン化については収集運搬に課題があるため、他の食品廃棄物排出事業者を含む**効率的な収集ルート**の構築に向け引き続き検討。

事業の全体像

モデル校（市立小学校4校）の協力のもと、小学校での堆肥化講座等のノウハウを持つふくおか環境財団と連携し、給食から発生する食品廃棄物ゼロに向けた様々な取組みを試行。



取組の様子



①食品ロスに関する出前授業



②フードドライブの実践で寄付いただいた食品



③児童による調理くずの堆肥化



④分別された給食の生ごみ（メタン化施設へ収集運搬）

詳細は：環境省「食品ロスポータルサイト」
<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss>

- 生ゴミの回収・資源化：学生・教職員の自宅生ゴミを回収し、ミズアブ幼虫による分解を実施。
- CO₂削減効果：焼却処理を削減し、CO₂排出量低減の見込み。（今後も様々な観点から検証を継続）
- 参加者の意識向上：80%以上が「資源化の重要性を理解」、70%が「継続希望」。
- 還元と満足度：資源化肥料で栽培した無農薬米を還元し、大半の参加者が満足と回答。
- 環境教育の推進：授業・ワークショップを通じ資源循環の意識を醸成。持続可能な行動変容を促す。

事業の全体像

従来は自治体が回収していた山形大学学生と職員の自宅生ゴミをヤマダイミズアブが資源化。無農薬米を栽培・還元する循環型モデルを構築。



詳細は：環境省「食品ロスポータルサイト」
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss>)

取組の様子



①月平均100kgの持込



②ヤマダイミズアブラボで資源化処理



③資源化肥料で米を無農薬栽培（参加者に還元）



④資源化システムを環境教育にも応用

事業結果

- ・回収した食品廃棄物約500kgをミズアブ幼虫により処理
- ・事業期間内に10件以上のメディア広報にも取り上げられている

①食品ロス削減・食品リサイクルの推進

<府省庁説明2>

「農林水産省の取組について」

農林水産省 九州農政局 経営・事業支援部

食品企業課 係長 佐藤紗樹

九州地方資源循環自治体フォーラム 説明資料 ～農林水産省の取組について～

令和8年2月13日

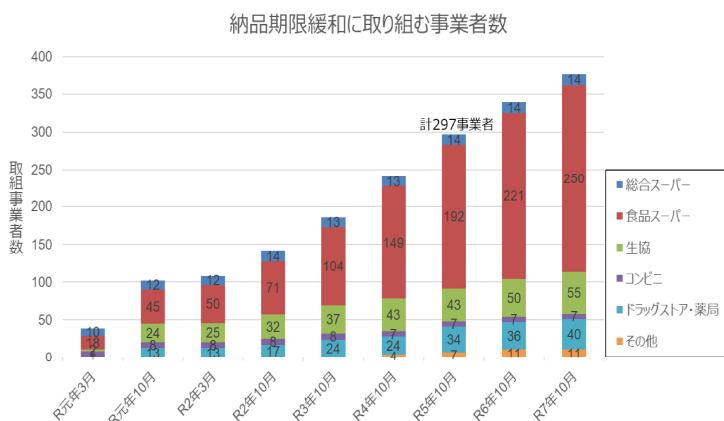
農林水産省 九州農政局 食品企業課

I. 農林水産省の取組

①商慣習の見直しに係る取組

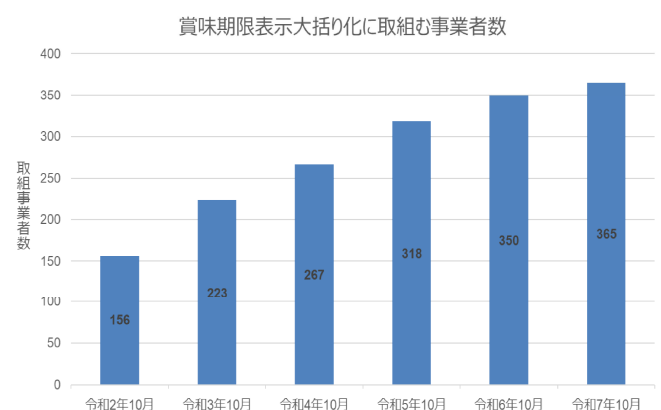
納品期限緩和に取り組む事業者の推移

- ✓ 当初は大手の総合スーパー・コンビニエンスストア中心に取組が進捗。
- ✓ 直近では食品スーパーを中心に取組が拡大し、全体の取組事業者数が増加。



賞味期限表示大括り化に取り組む事業者の推移

- ✓ 調査を開始した令和2年度から、取組事業者数は年々増加。

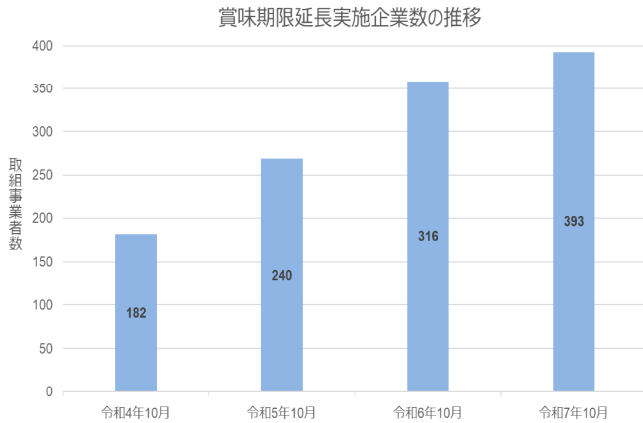


I. 農林水産省の取組

① 商慣習の見直しに係る取組

賞味期限延長に取組む事業者の推移

✓ 調査を開始した令和2年度から、取組事業者数は年々増加。



農林水産省外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和7年11月時点版）参照

商慣習検討ワーキングチーム

- ✓ 過剰在庫や返品等によって発生する食品ロス等は、フードチェーン全体で解決する必要。
- ✓ このため、製造業・卸売業・小売業の話合いの場である「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置し、その取組を支援。

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム



年度	取組内容
H24年度	加工食品の返品・廃棄に関する調査
H25	納品期限見直し・再検討に向けたバリエーション付（飲料・賞味期間180日以上）の菓子
H26	納品期限緩和の実施 日配品の廃棄・余剰生産に関する調査 「もったいないキャンペーン」の実施
H27	納品期限緩和の拡大、納品期限緩和リスク分析 日配品における食品ロス削減の取組事例の共有 「活動総括100取り組み」
H28	取組状況の把握や効果等の分析、優良事例紹介による普及
H29	加工食品の納品期限を緩和する対象品目、企業の拡大 賞味期限年月表示化等の具体的効果の検証 消費者への理解促進につながる広報資料の作成
H30	加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大 地方小売店における納品期限緩和の実証 日配品ロス削減に向けた先注精度向上、裏配販運携のあり方の検討
H31	加工食品の納品期限緩和企業の拡大（地方小売店等） 加工食品の適正発注の推進に向けた調査・分析
R2	加工食品の納品期限緩和におけるリスク分析（大手・中堅SMで実施） 加工食品の納品期限緩和の地域別の取組状況を調査 AIを活用し、需要予測精度向上による食品ロス削減の可能性検討
R3	加工食品の納品期限緩和の地域別の取組状況を調査（前年度と比較） 加工食品の納品期限緩和に関する進捗や課題に関する実態調査 日配品の欠品・店舗納品条件等に関する実態調査
R4	賞味期限を延長している企業を調査・公表（新規） 安全係数を80%以上に設定している企業を調査・公表（新規）
R5	加工食品及び日配品の商慣習見直し等の取組状況調査 加工食品の納品期限緩和におけるリスク分析（ローカルSM等で実施） 日配品の需要予測精度に関する机上実証、取り組み事例の整理
R6	加工食品及び日配品の商慣習見直し等の取組状況調査 加工食品及び日配品の納品期限緩和の効果検証 日配品の需要予測精度向上と前々日発注化実証実験

2

I. 農林水産省の取組

② 消費者への啓発

- ✓ 小売店でのすぐ食べる場合に商品棚の手前にある商品を選ぶ「てまえどり」、外食における「食べきり」の推進は食品ロス削減の効果が期待
- ✓ 事業者と消費者が連動した食品ロスの削減に向けた取組を後押しするため、食品小売事業者、外食事業者に対して、店舗にて、食品ロス削減のための啓発活動を行うことを呼びかけ

【ポスター・POP例】



【活用例】



〈小売店舗向け〉



〈外食店舗向け〉



（どなたでもダウンロード可能です）

農林水産省外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（令和7年11月時点版）参照

3

I. 農林水産省の取組

③ フードバンク・こども食堂等への未利用食品寄付の推進

食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～
(令和6年12月 食品寄附等に関する官民協議会)

食品ロス削減の有効な施策の一つである未利用食品等を食品寄附に有効活用することについて、**食品寄附に関わる各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項**を取りまとめることにより、食品寄附の社会的信頼性を向上させ、もって食品寄附の促進を図ることを目的としたガイドラインを策定。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf



農林水産省外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室
「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」(令和7年11月時点版) 参照

- ▶ 食品ロスを削減していくためには、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」とされている。
- ▶ 一方、食品寄附に係る課題として、食品寄附のサプライチェーンに関わる各主体の情報が不足していること(中略)等が指摘されたところである。
- ▶ 官民からなる「食品寄附等に関する官民協議会」が設置され(中略)その検討結果として、本ガイドラインを民間の食品寄附関係者向けのガイドラインとして取りまとめた。

食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(第一版)
(令和6年12月25日) 参照

I. 農林水産省の取組

④ 需要に見合った販売の推進(恵方巻のロス削減)

- ✓ 2019年1月に、小売業者の団体に対し、恵方巻きの需要に見合った販売を呼びかけ。
- ✓ 製造計画の見直しやサイズ構成の工夫等の取組を行った結果、約9割の小売業者が前年より廃棄率が改善。
- ✓ 2020年より、恵方巻きのロス削減に取り組む小売業者に消費者向け啓発資材を提供し、事業者名を公表
- ✓ (2020年: 43事業者→2021年: 65事業者→2022年: 77事業者→2023年: 90事業者→2024年: 99事業者→**2025年: 100事業者**)
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/kisetsusyokuhin.html)

<小売業者の団体への呼びかけ内容>

貴重な食料資源の有効活用という観点を踏まえた上で、需要に見合った販売の推進について会員企業への周知をお願い。

<2019年2月恵方巻きの廃棄の削減状況に係る調査結果>

【節分時の廃棄率(金額)の前年比較】

(回答社数75社)

前年度とほぼ変わらず(9%)

前年度より増加(4%)

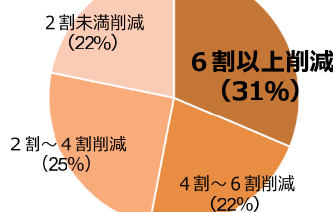
前年度より減少(87%)

(調査概要)

事務連絡の発出先である食品小売団体(7団体)に対して調査を依頼し、75社から回答を得た
(調査期間: 平成31年2月～4月、回収率: 18.8%)

【廃棄率の削減割合】

(回答社数64社)



【小売店の販売の工夫の例】

- ・時間帯別製造計画の策定
- ・売れ行きに応じた店内製造の調節
- ・ハーフサイズの品揃えの増加
- ・予約販売の強化

<啓発資材の例>



農林水産省外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室

「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」(令和7年11月時点版) 参照

I. 農林水産省の取組

45 食品ロス削減等緊急対策事業

令和7年度補正予算額 200百万円

<対策のポイント>

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けたフードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築、食品リサイクルの効率化等の取組を推進します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. 外食事業者等と連携した食品リサイクルの効率化等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進が進んでいない外食事業者等地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、地域の未利用資源の活用に係る取組の実証や横展開等を支援します。

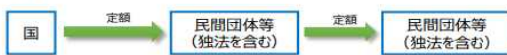
2. 未利用食品の供給体制構築緊急支援

食品企業による未利用食品の寄附促進につながるよう、提供可能な食品やそのニーズに係る情報を共有・コーディネートし、食品企業が物流事業者等と連携して食品の提供をワンストップで行うことが可能となる体制の検討・実証を支援します。

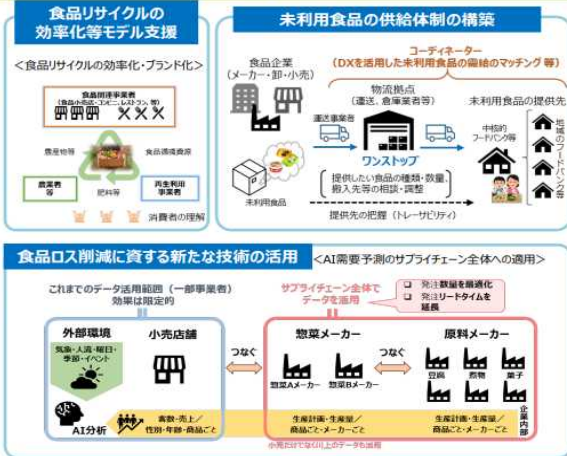
3. 食品ロス削減緊急対策モデル支援

食品業界におけるDXの推進をはじめ、サプライチェーン全体におけるAI需要予測等の精度向上に向けた実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

I. 農林水産省の取組

食品リサイクル法に基づく食品リサイクル定期報告書

届出様式(第1編(届出))

※受理年月日 月 日

定期報告書

農林水産大臣 氏名
 環境大臣 氏名
 令和 年 月 日
 住所
 氏名
 (個人にあっては氏名及び代表者の氏名)
 電話番号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名	郵便番号				
住所					
業種					
法第9条第2項に規定する事業の種類					
報告書作成責任者氏名					

- ▶ 平成19年の食品リサイクル法改正により、**食品廃棄物等の発生量が100トン以上である食品関連事業者**は、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務大臣への報告をしなければならないと規定。

<食品関連事業者とは>

- ①食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
食品製造業、食品卸売業、食品小売業
- ②飲食店業その他食事の提供を行う事業者として政令で定めるもの
飲食店業、沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業

- ▶ 食品廃棄物等の発生量が**100トン未満である場合でも**、その旨を、**主たる事業所（本社等）を管轄する地方農政局に報告。**
- ▶ **毎年度、6月末日までに定期報告書を提出。**
- ▶ 定期報告書の集計結果については、農林水産省ホームページにおいて取りまとめ結果を公表。
▶ **食品リサイクル法に基づく定期報告の結果について：農林水産省**
- ▶ 食品リサイクル法に基づく定期報告書は、毎年度全国約3000の食品関連事業者様に提出いただいているもの。
データについては、農林水産省、環境省等において、政策検討の基礎データとして利活用。

Ⅱ. 九州農政局の取組

取組内容

- ・クリスマスに合わせ、令和7年12月22日（月）に「熊本地方合同庁舎フードドライブ」を開催。
- ・九州農政局のHPでプレスリリースを行った他、公式SNS（Instagram、Facebook）や、日頃やり取りのある企業宛のメール等で周知を実施。
- ・受入れ可能な食品
 - ①賞味期限が1か月以上あるもの
 - ②常温保存が可能な未開封食品（冷蔵・冷凍品、生鮮食品は不可）
 - ③包装・外装が破損していないもの
 - ④アルコール飲料は不可（料理酒・みりんは除く）
- ・開催当日に都合がつかない場合は、庁舎内担当課で預かることも可能とした。



受け入れ可能な食品	受け入れ不可の食品
賞味期限が1か月以上ある 常温保存可能な未開封食品 包装・外装が破損していない	生鮮食品、冷蔵・冷凍食品 アルコール飲料 (料理酒・みりん除く)

主催：農林水産省 九州農政局 消費・安全部 消費生活課 経営・専業支援部 食品企業課
協力：環境省 九州地方環境事務所 資源循環課

問い合わせ先 食品アクセス担当 TEL.096-300-6121

8

Ⅱ. 九州農政局の取組

実績



- ・総寄付点数：607点
- ・総重量：約120kg
- 〔菓子類、缶詰、インスタント食品、調味料、飲料、乾物、防災用備蓄食品、米 など〕
- ・当日は、合同庁舎に勤務する農政局職員の外、近隣の企業職員等、多くの方に御協力いただいた。
- ・告知SNSを見て、入れ替え時期と重なった防災用備蓄食品を持ち込んでいただいた方もあった。
- ・フードドライブ開催の翌日、12月23日（火）には、熊本県フードバンク推進協議会へ、食料品の贈呈式を実施。その後、協議会より地域の子ども食堂へ配布された。



12月22日（月）
フードドライブ開催
当日受付の様子



12月23日（火）
食料品贈呈式
熊本県フードバンク
推進協議会へ
食料品を引き渡し

9

Ⅲ. 食品ロス削減に向けた取組（生協くまもと）

●もぐもぐチャレンジ

- ・消費・賞味期限が近くなった商品に、割引シールと一緒に「もぐもぐシール」を貼付。
- ・消費者は「もぐもぐシール」のついた商品を買うことで、自然に食品ロス削減に取り組める。
- ・シール1枚につき1円を生協くまもと子ども食堂に寄付。
子ども食堂はコープ春日・コープ合志で月1回開催。



- ・「もぐもぐチャレンジ」では、子どもが楽しんで商品を探してくれる、同じ商品を買うなら寄付などの目的のある商品を買いたいのでそれを選びたい、といったお客様からの声がある。
- また、集まった寄付額については毎月機関誌で報告している。

●フードドライブ

- ・熊本県食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」の行動のひとつである、「フードドライブ2025」に参加。
 - ★フードドライブ：家庭で余っている未開封・賞味期限内の食品を、地域や職場・学校等で集める活動。
- ・その際、集まった食品の仕分け作業までは、生協で行う。
- ・店内でもフードドライブのボックスを常設しており、月に1回第3土曜日に、集まったものをまとめ、後日、子ども食堂を運営する団体に寄付している。
- ・11月に開催される「生協まつり」でもコンテナを設置し、周知に努めている。



①食品ロス削減・食品リサイクルの推進

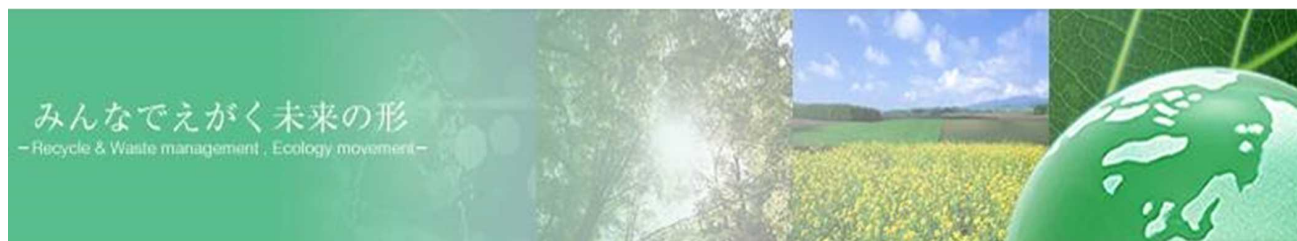
<先進事例紹介 1 >

「バイオマス複合活用事業で資源循環を推進」

有限会社 鳥栖環境開発総合センター

営業部 課長 伊地知武郎

バイオマス複合活用事業で 資源循環を推進



当社概要

1. 設立 昭和39年5月 (ごみ、し尿収集から発足)

2. 従業員 100名

3. 主たる営業種目

- 一般廃棄物処理業
- 産業廃棄物処理業
- 浄化槽維持管理業
- 普通肥料生産業



→ 登録再生利用事業者
リサイクル事業(バイオマスエネルギー関連)

生ごみ処理風景



破袋機



(有)鳥栖環境開発総合センター

生ごみ処理風景



中身入り容器圧縮機

ペットボトル、缶類を圧縮して、
包装と中身(液体)に選別する。



(有)鳥栖環境開発総合センター

生ごみリサイクル



(有)鳥栖環境開発総合センター

生ごみリサイクルの流れ

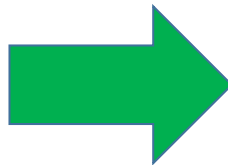


(有)鳥栖環境開発総合センター

処理風景

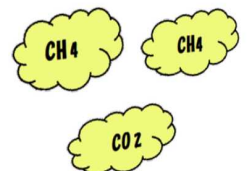
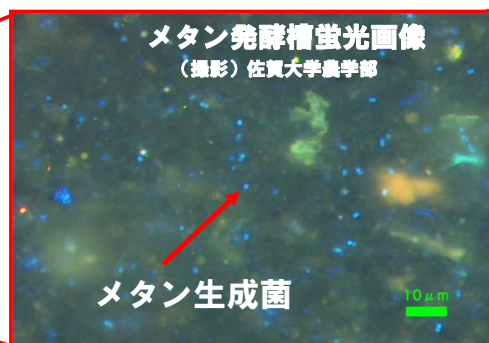


破碎 ↓ 加水



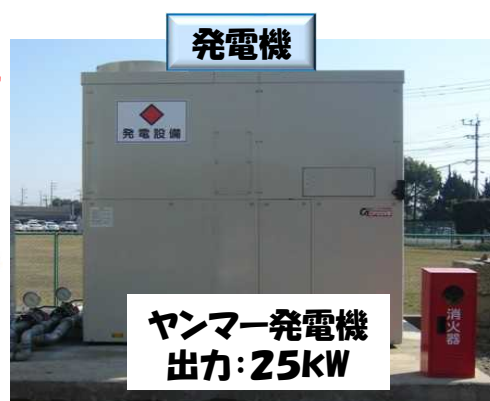
(有)鳥栖環境開発総合センター

メタン発酵システム



処理能力 : 9.5t/日
滞留日数 : 約1ヵ月

電気エネルギー
熱エネルギー



バイオガス
メタン濃度65%

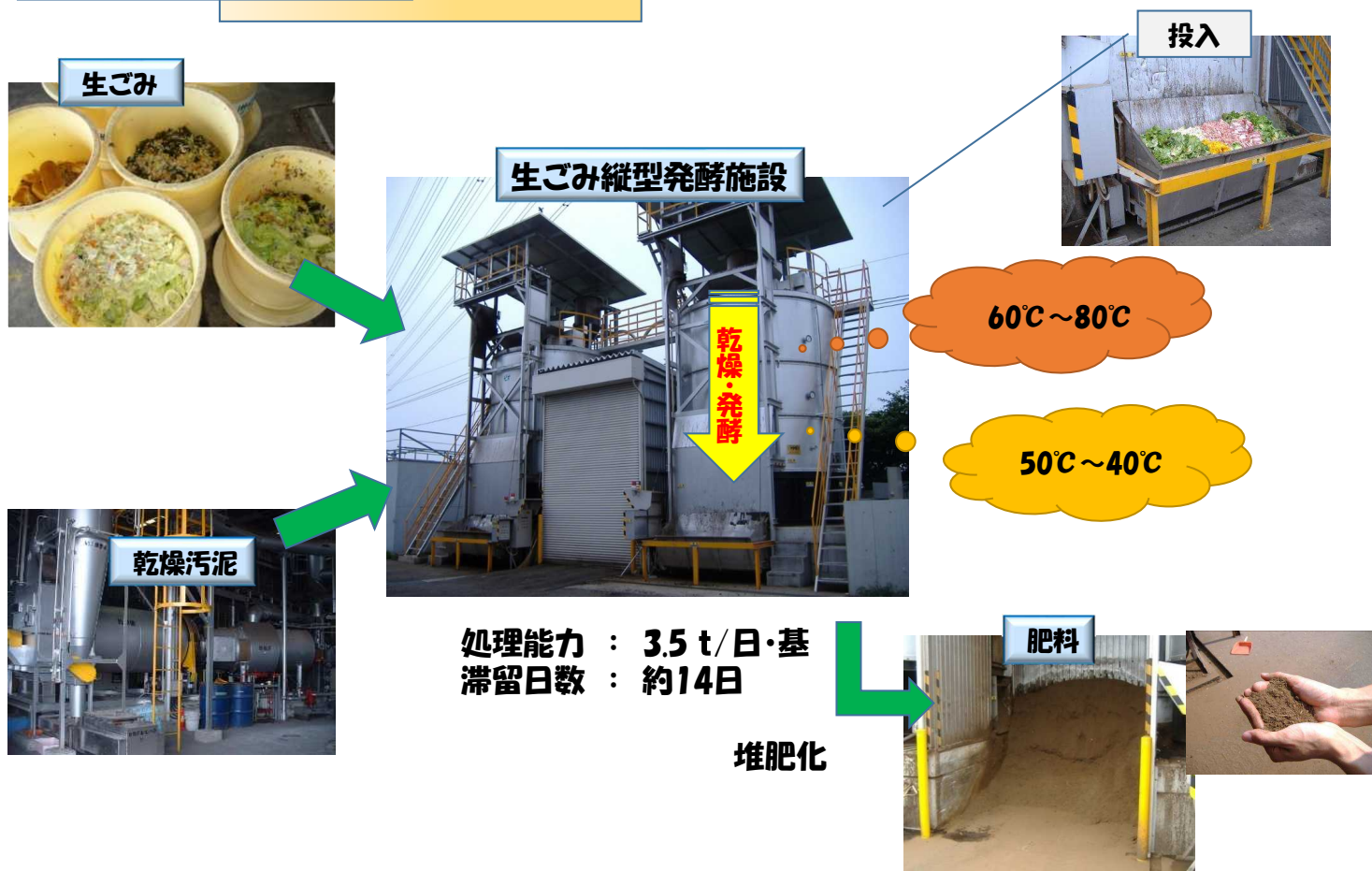
余剰電気

水処理用フロー等で
使用(自社消費)



(有)鳥栖環境開発総合センター

縦型発酵システム



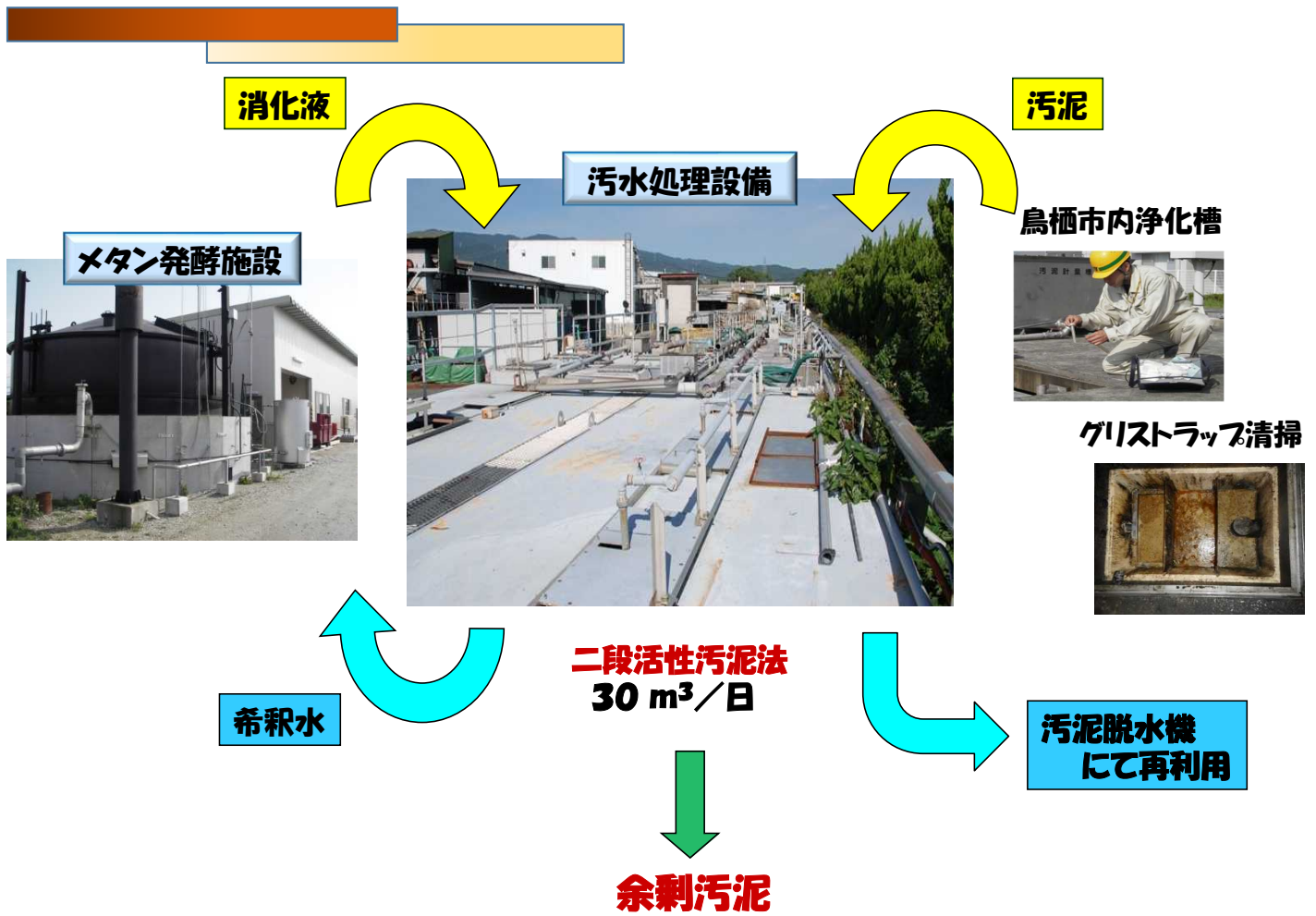
(有)鳥栖環境開発総合センター

汚水リサイクル



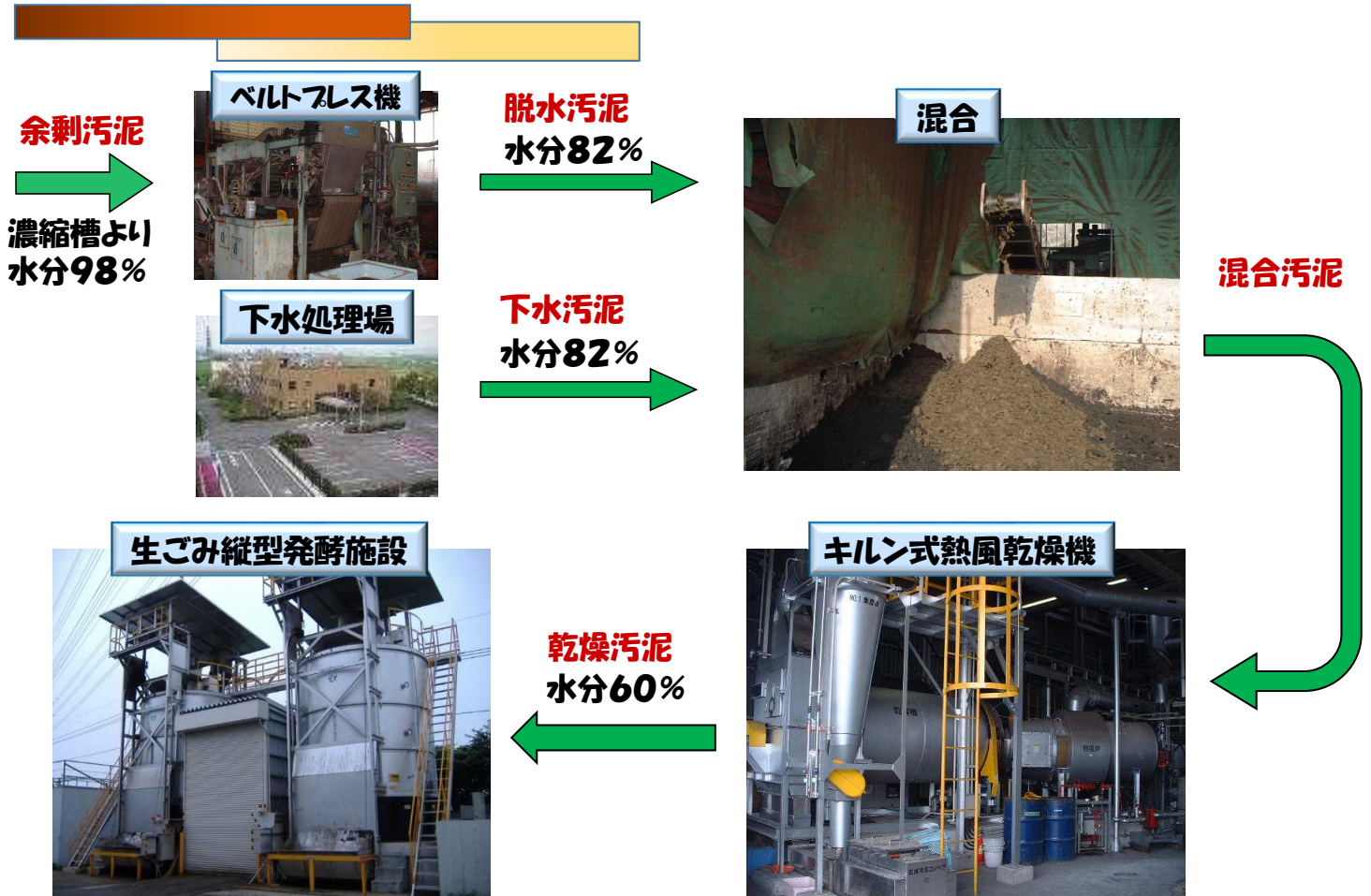
(有)鳥栖環境開発総合センター

汚水処理システム



(有)鳥栖環境開発総合センター

脱水・乾燥システム



(有)鳥栖環境開発総合センター

廃食用油リサイクル



(有)鳥栖環境開発総合センター

廃食用油燃料化システム



↑ 異物除去
水分除去等



精製収率
80%以上



処理能力
1t/日

バイオディーゼル燃料



↓ 社内給油で
自社消費!

鳥栖市内中心

6,000L/月
鳥栖市民 1,500L
事業系 4,500L



収集



熱風乾燥機



(有)鳥栖環境開発総合センター

バイオマスエネルギーの実績

バイオマス発電

- 発電量:
約76千kWh/年
- 全体の電力量
の約6%

廃食油燃料

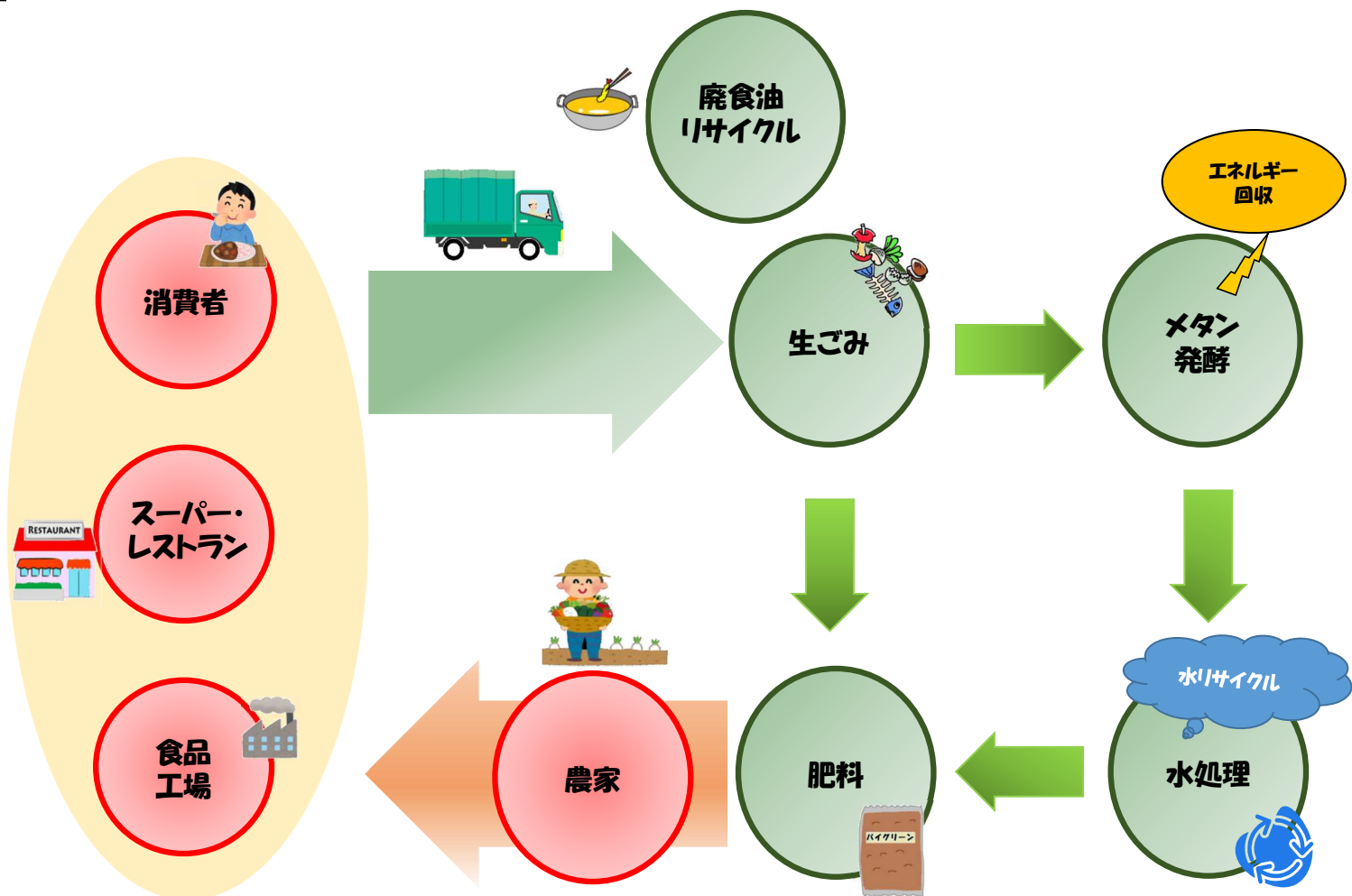
- A重油使用量の
約12%

バイグリーン

- 生産量:
700t/年



(有)鳥栖環境開発総合センター



(有)鳥栖環境開発総合センター

①食品ロス削減・食品リサイクルの推進

<先進事例紹介2>

「食品ロス削減・食品リサイクルの推進における福岡市の取組み」

福岡市 環境局 循環型社会推進部

計画課 事業企画係 秋元翔太

食品ロス削減・食品リサイクルの推進における福岡市の取組み

食品廃棄ゼロスクールモデル事業



2026年2月

1. 福岡市の取組み

現状

・本市の小学校の給食から出る食品廃棄物は各校で調理を行っていることなどから、他の可燃ごみと一緒に収集し清掃工場で焼却処理している。

全市立小学校(146校)の給食から発生する食品廃棄物 ⇒ 622トン/年(推計)

・2024年1月に食品廃棄物のメタン化施設が稼働を開始している。

目的

小学校給食から発生する食品廃棄をゼロにするため、学校現場において実践可能かつ効果的な食品廃棄物の削減手法を検討する。

実施内容

(1) 食べ残しゼロに向けた取組み

- ① 小学校での出前授業の実施
- ② フードドライブの実践

(2) 小学校での堆肥化の取組み

小学校で堆肥化講座の実施

(3) 食品廃棄物のメタン化による資源化

- ① 食品廃棄物メタン化施設への収集運搬
- ② 食品廃棄物メタン化施設の見学

2. 事業の詳細、成果

(1) 食べ残しゼロに向けた取組み

① 給食の食べ残しを減らす取組み

児童が食べ残しを減らす取組みを自ら考え、給食時間に実施することを目的に
小学校で食品ロスに関する出前授業を実施した。



3

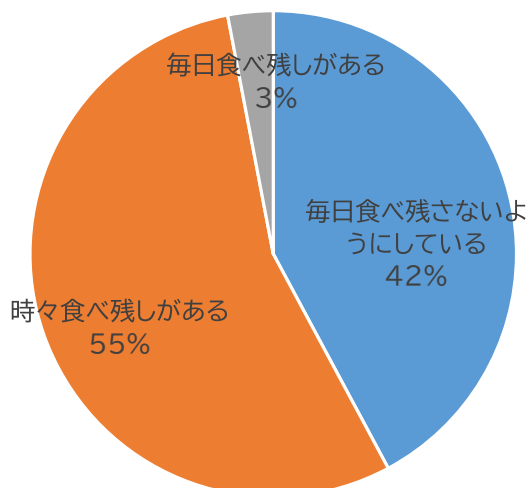
2. 事業の詳細、成果

① 給食の食べ残しを減らす取組み

児童へのアンケート結果

実施前 5年生(A~C小学校)のみ

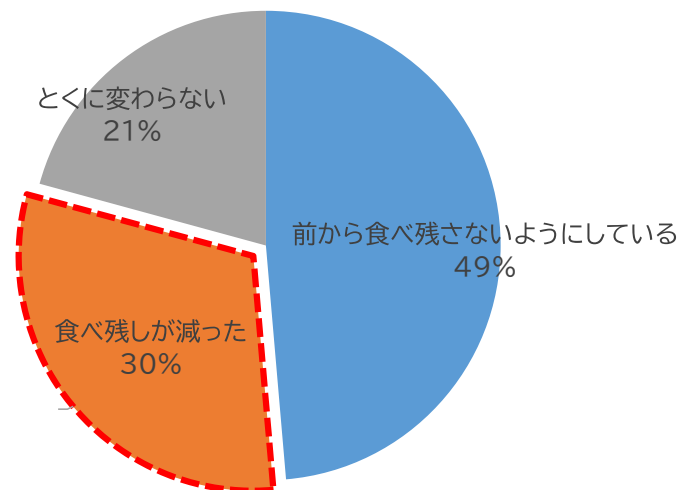
あなたは学校や家で食べ残しをすることがありますか？(○は1つ)



n=332

実施後 4・5年生(A~D小学校)

授業を受けて、学校や家での食べ残しは減りましたか。(○は1つ)



n=366

4

2. 事業の詳細、成果

② フードドライブの実践

出前授業においてフードドライブを啓発するとともに、家庭で使いきれない食品を学校に持ち寄りフードバンク団体へ寄付する。(希望校において実施)

【実施方法】

- ①の出前授業実施後、保護者向けにフードドライブへの協力依頼の案内文を配布。
- 環境局から「のぼり」、「回収用カゴ」を学校に持ち込み(右写真)。
- 当日、児童が登校時に使い切れない食品をカゴに入れる。
→カゴ、のぼりを環境局が回収。
- 後日、学校・保護者向けに実績を報告。



フードドライブを利用しよう!

寄附できる食品の例

- ・米・パスタ、素麺 など
- ・缶詰・レトルト、インスタント食品
- ・お菓子・ふりかけ など
- ・飲み物・しょうゆ、食用油 など

寄附できない食品の例

- ・賞味期限が1ヶ月ないもの
- ・賞味期限や食品表示が書いてないもの
- ・肉、魚、野菜、果物、冷凍食品、冷蔵食品
- ・袋が開いているもの
- ・お酒

実績

	B校	C校
回収品数	75個	129個
総重量	20.4kg	12.8kg

B校は缶詰が多く、C校はお菓子が多かったことから回収品数に対する総重量が異なっている

5

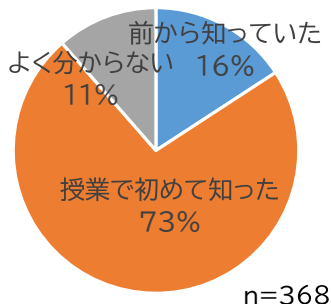
2. 事業の詳細、成果

② フードドライブの実践

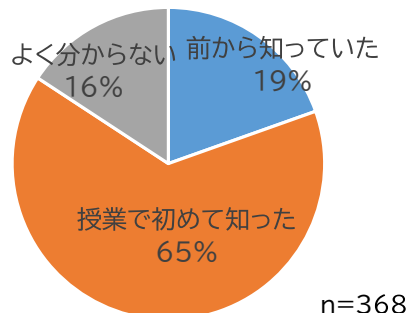
児童へのアンケート結果

実施後 4・5年生(A~D小学校)

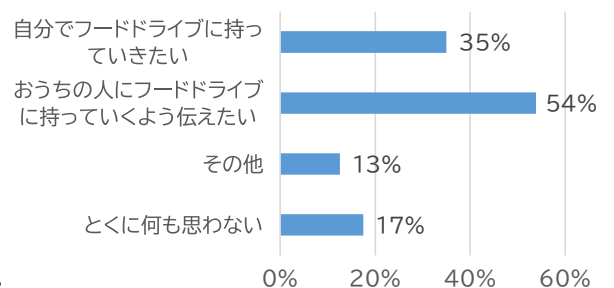
あなたはフードドライブについて知っていますか?
(○は1つ)



フードドライブに提供した食品は、子ども食堂など食品を必要としている場所で活用されることを知っていますか?(○は1つ)



家に使い切れない(食べきれない)食品があれば、どうしたいと思いますか?
(○はいくつでも)



- ・フードドライブに関しては、元々知っている児童の割合は少なく、今回初めて知った児童が大半であった。
- ・授業実施後は、約7割の児童が食べきれない食品を「自分でフードドライブに持って行きたい」または、「おうちの人にフードドライブに持って行くよう伝えたい」と回答し、意識の向上が確認できた。
- ・また、先生からも児童の学びにつながる取組みだったと好評であった。

6

2. 事業の詳細、成果

(2) 小学校での堆肥化の取組み

堆肥化の実践・活用

小学校で堆肥化講座を実施し、給食の調理くず※の一部を小学生が堆肥化するとともに、できた堆肥を学校内の花壇や畑で活用する。

※感染症対策や衛生上の観点から調理くずを活用する形で実施することとした。
 なお、残食も活用したいと申し出があった学校に関しては、教育委員会にも相談のうえ、残食も活用して堆肥化に取り組んだ。

	コマ数	授業内容
1ヶ月	①導入	2 食品廃棄物が分解されて堆肥になることを学ぶ。 コンポストの使い方を学ぶ。 給食室から発生する調理くずを用いてコンポストに取り組む(1ヶ月間)。
	②チェック	- 導入授業から1~2週間後に 専門家が各学校に伺い、上手く堆肥化が進んでいるかの確認・助言
	③熟成	1 取り組み前と現在のコンポストの様子の変化を確認する。 最後に入れた調理くずが分解されるまでの熟成について学ぶ。 最後に入れた調理くずが分解されるまで週に1~2回水を加えてかき混ぜる(3週間)
3週間	堆肥の完成:各学校において活用	



導入授業の様子

7

2. 事業の詳細、成果

堆肥化の実践・活用

コンポストの取組み状況

	A校	B校	C校	D校	全体
学年	5年生	5年生	5年生	4年生	
クラス数	5クラス	5クラス	3クラス	2クラス	15クラス
児童数	156人	147人	81人	48人	432人
堆肥化(導入授業)	10/24	10/2	10/23	9/3	
堆肥化(熟成授業)	11/26	10/30	11/28	10/2	
食品廃棄物投入日数	22日	19日	25日	19日	
コンポストの数	10個	20個	12個	8個	50個
コンポストに投入した調理くずの量(kg)	100.3	162.8	60.3	67.1	390.5

- ・1ヶ月の取組みで4校で併せて約390kgの調理くずをコンポストに投入した。
- ・先生へのヒアリングを行ったところ、学校によって手順が異なっていたことなどから、要した時間や手間に差が見られた。

8

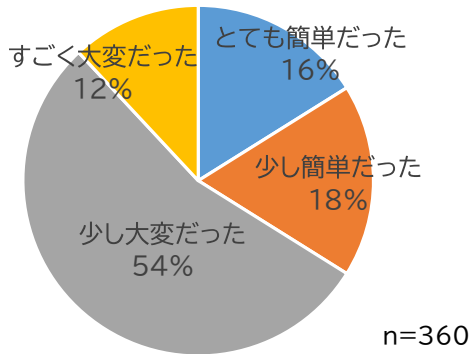
2. 事業の詳細、成果

堆肥化の実践・活用

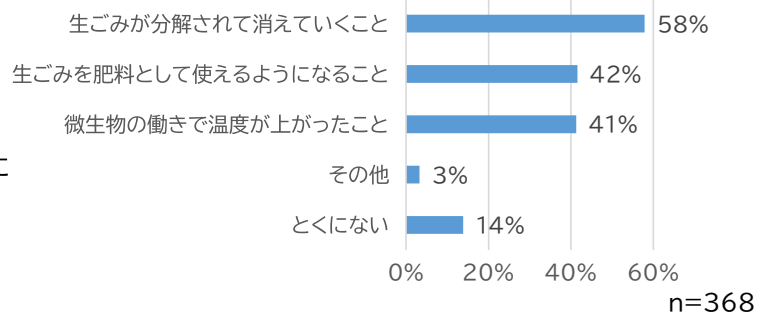
児童へのアンケート結果

実施後 4・5年生(A~D小学校)

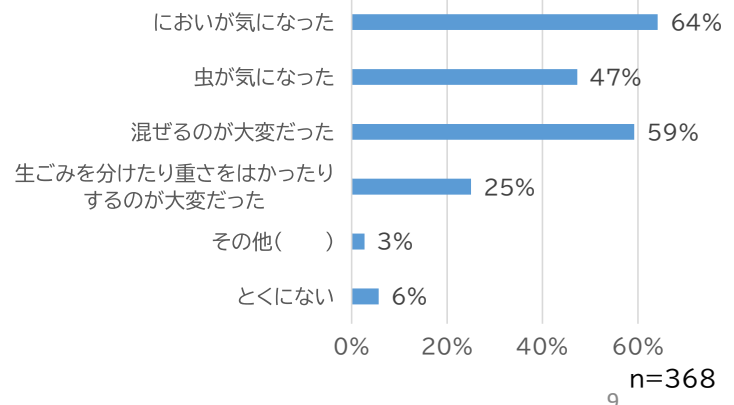
コンポスト(生ごみをたい肥(植物を育てるための肥料にする容器)を使ってみてどうでしたか。(〇は1つ)



コンポストを使ってみて面白いと思ったことはありますか。(〇はいくつでも)



コンポストを使ってみて気になったことや大変だったことはありますか。(〇はいくつでも)



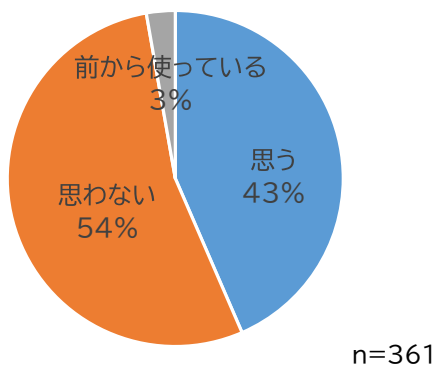
2. 事業の詳細、成果

堆肥化の実践・活用

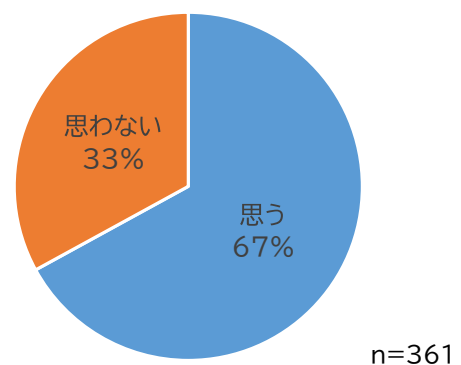
児童へのアンケート結果

実施後 4・5年生(A~D小学校)

家でもコンポストを使ってみたいと思いますか。(〇は1つ)



また学校でコンポストを使ってみたいと思いますか。(〇は1つ)



- ・事前アンケートではコンポストの認知度は5割程度であった。
- ・コンポストに取り組んだ感想としては、「すごく大変だった」「少し大変だった」と答えた割合が合計66%であった一方、また学校でコンポストに取り組んでみたいと回答した児童が7割弱と、大変だったと感じつつも関心を持って取り組んだ児童が多かったと推察される。

2. 事業の詳細、成果

(3) 食品廃棄物のメタン化による資源化

① 食品廃棄物メタン化施設への収集運搬

給食から出る可燃ごみを『食品廃棄物(調理くずや食べ残し)』と『その他可燃ごみ』に分別し、市内のメタン化施設へ収集運搬し資源化する。

【実施方法】

- 分別した食品廃棄物の袋には、収集運搬事業者が見分けやすいよう、シールを貼ってもらい、通常と同じごみ捨て場に出してもらった。
- 収集運搬事業者は食品廃棄物はメタン化施設、可燃ごみは清掃工場へそれぞれ運搬を行った。



出されたごみの様子(左側が可燃ごみ、右側が生ごみ)



食品廃棄物を入れた袋に貼ったシール

11

2. 事業の詳細、成果

① 食品廃棄物メタン化施設への収集運搬

【収集運搬について】

- ・給食から出る食品廃棄物を分別したところ、学校の規模によって差はあるものの、1校あたりの食品廃棄物の排出量が少ないことがわかった(約6kg~36kg/日)。

	A校	B校	C校	D校	D校(補正)	全体
実施期間	9/2~9/30					
総重量(kg)	688	506	257	111	175	1,562
平均(kg)	36	27	14	6	9	21
最大値(kg)	75	45	62	11	15	75
最小値(kg)	17	8	2	1	5	1

※D校は堆肥化の取組みと実施時期が重なっているため、計測値と、コンポスト分も加味した食品廃棄物量を補正值として掲載

- ・収集の手順として、食品廃棄物の①「多量排出事業者が集まる地域」を回った後、②「小学校」の食品廃棄物を収集し、メタン化施設への運搬するという流れで収集を行ったが、①と②の距離が離れていることから、作業時間に対して移動時間が普通の収集と比較して、非常に大きくなった。

【給食調理員へのヒアリング結果】

- ・全ての学校において、調理時間への影響や分別の負担は特になかった。

12

3. 事業終了後の展開

(1) 食べ残しゼロに向けた取組み

① 給食の食べ残しを減らす取組み

- ・毎年小学4年生を対象に環境局が実施している環境学習の中で、食品ロスに関する内容を充実させて実施する。
【参考】R6環境学習実施校数 112校/全146校

② フードドライブの実践

- ・市内全小学校に希望を募り、申込みがあった学校において実施する。実施の意味や意義を丁寧に学校に説明していく。

(2) 小学校での堆肥化の取組み

- ・コンポストに要する時間や負担感の軽減
→効率的に実施されていた学校の事例を参考に各学校へ案内していく。
- ・外部講師の人材不足への対応
→専門人材の育成に取り組むとともに、将来的に外部講師によらない、小学校において実施できる仕組みづくりに取り組むなど、持続可能な取組みとするための体制づくりを行っていく。

(3) 食品廃棄物のメタン化による資源化

- ・学校を中心とした他の事業者を巻き込んだ形で収集運搬体制の構築を検討していく。

13

ご清聴ありがとうございました。



14

